

原子力規制庁への意見書の提出について

当社は、本日、原子力規制庁と面談を行い、敦賀発電所敷地内破砕帯の評価に関する意見書を提出しました。

当社は、昨年 12 月 5 日以来、平成 26 年 12 月 3 日の原子力規制委員会で公表された文書とそれ以前の原子力規制委員会の議論及び発言等との関係について、原子力規制庁に対して質問をしてきており、本年 7 月 13 日及び 8 月 7 日に、意見書として原子力規制庁に提出しました。これに対する原子力規制庁の回答は、過去の経緯との整合性がとれないものであったため、当社は、意見を改めて取りまとめ、本日の面談で提出、説明しました。

当社としては、本件は単に文書の解釈の問題にとどまらず、平成 25 年 5 月 22 日の原子力規制委員会です承された、敦賀発電所敷地内破砕帯に関する評価書及びそれに基づく報告徴収命令、さらにはそれに続く様々な公権力の行使による行為等に直接関係する重要な問題であると考えています。また、それは当社の財産権及び事業運営に重大な影響を及ぼしていることから、引き続きこの事実関係について客観的に検証をしていく必要があると考えています。

さらに、本日の面談で、敦賀発電所敷地内破砕帯の評価に関する有識者会合及び原子力規制委員会の審議に係る一連の活動は、当社が再三指摘してきているとおり、手続面及び科学的、技術的な内容について重大な問題があることは明らかであるため、この評価書を敦賀発電所 2 号機の新規制基準適合性審査の重要な知見の一つとして参考とすることはできないと考えている旨を申し入れました。

本件については、引き続き原子力規制庁と議論をさせて頂くこととなりました。

○添付資料：当社が聴き取った回答の内容に対する当社の意見（補足 2）

以 上

平成27年9月25日
日本原子力発電株式会社

当社が聴き取った回答の内容に対する当社の意見(補足2)

敦賀発電所敷地内破砕帯の評価に関し、当社から本年7月13日に提出した「当社が聴き取った回答の内容に対する当社の意見」に対する補足意見を同年8月7日に提出しましたが、同年8月19日の面談を踏まえ補足意見を取りまとめましたので、提出いたします。

これまでも繰り返し申し上げていますように、有識者会合の評価書の「評価・判断の主体は変わっていない」とのご説明は、これまで原子力規制委員会が行ってきた審議等の経緯、事実関係と整合性が取れていないこと、また、報告徴収命令は、公表されている事実関係に照らせば、委員会自身が「活断層であることを判断した」ことを受け、行政機関である原子力規制委員会の公権力の行使としてなされたことは明白であり、論理一貫性がないと考えています。

さらに行政機関である原子力規制委員会の公権力の行使として行われた、敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価に関する有識者会合及び原子力規制委員会の審議並びに評価書に係る一連の活動は、これまで再三指摘してきましたとおり、手続面及び科学的、技術的な内容面について重大な問題があることは明らかであります。したがって、有識者会合の評価書につきましては、新規制基準適合性審査において重要な知見の一つとして参考とすることはできないと考えています。

1. 論点1「原子力規制委員会が評価・判断していることに変わりはないか？」 について

(1) 有識者会合の評価書の取り扱いについて、平成26年12月3日の以前と以降では「別紙1」の左右の欄で対比して整理しているとおり、

- ①平成26年12月3日以前は、平成24年9月26日の委員会で決められた原子力規制委員会の「当委員会としては自ら確認・評価する。・・・活断層であるかどうかを判断する・・・」の方針に従って、
 - ・平成25年5月22日の委員会では、「私どもとしては、・・・活断層に相当するというものです」(田中委員長)という発言があった。
 - ・平成25年5月29日の委員会資料では、「前回(5月22日)の原子力規制委員

会において、・・・活断層であると判断された」とされていた。

- ・さらに平成25年12月18日の委員会では、「・・・去る5月22日に、本委員会において、活断層であると評価した」（田中委員長）という発言があったほか、資料にも「原子力規制委員会で報告・了承された」と記載されていた。

- ②それに対し、平成26年12月3日の文書では、「原子力規制委員会に報告するもの」、「重要な知見の一つとして参考とする」とされた。

このように、原子力規制委員会自らが公表している資料に基づいたこれらの事実関係に照らせば、①の「委員会自身の判断」から、②の委員会への「報告」、「参考」へと、評価書の位置付けが変更されていることは明らかであります。

- (2) したがって、「評価書の評価・判断の主体については従前から変わっていない」という説明は、これまで原子力規制委員会が行ってきた審議等の経緯、事実関係と整合性が取れていないことは明白であります。
- (3) 仮に、原子力規制庁がおっしゃるような「変わっていない」ということであれば、これらの原子力規制委員会自身の過去における発言や活動をすべて否定するものであり、「変わっていない」という説明は論理的に成り立ちえないと考えます。
- (4) 以上のことから、当社としては、「従前から変わっていない」という説明は受け入れることはできません。

2. 論点2「報告徴収命令は評価書が原子力規制委員会に報告されたことを受け、保全の観点から行った」ということについて

- (1) 原子力規制庁のご説明では、「原子力規制委員会は炉規制法上の目的(例えば、保全のため)を達成するために一般的にいつでも行使できる報告徴収権限を有しているので、前週(平成25年5月22日)に評価書が「報告」されたことを受け、報告徴収権限行使のための評価、判断をして、平成25年5月29日にその権限を行使したものである」とされています。
- (2) しかしながら、公表されている事実関係に照らせば、この平成25年5月29日の報告徴収命令は単に「報告」を受けたから、報告徴収権限の行使をしたものではなく、平成25年5月22日に委員会自身が「活断層であることを判断した」ことを受けてなされたことは明白であります。

すなわち、前週の5月22日の委員会では、この報告徴収とは全く無関係に、平成24年9月26日に委員会で決められた破砕帯問題の評価プロセスにしたがって進められた審議の取りまとめが行われ、その結果として「原子力規制委員会において、・・・活断層であると判断された」（委員会資料）ものであります。そして平成25年5月29日の命令文には、その趣旨に基づいて「原子力規制委員会は、・・・平成25年5月22日の原子力規制委員会において、・・・活断層であることを判断した。このことを踏まえ、」と書かれております。これらの事実関係は、原子力規制委員会が公表している資料及び議事録により明確に確認することができます。

- (3) このように、平成25年5月22日の活断層であるとの判断は、報告徴収とは全く関係なしに、別個独立に行われたものであり、平成24年9月26日の委員会決定に沿ったプロセスにおいて出された判断であることは、上記の事実関係に照らし明らかであります。したがって、活断層であると原子力規制委員会が判断されたのは、「報告徴収を行うに当たってです」（平成27年3月24日原子力規制庁記者ブリーフィング）※1ではないことは明白であります。さらに5月29日の報告徴収命令は、(1)のような一般的な権限行使の一つとしてではなく、委員会自身が別個独立に判断した活断層評価を踏まえて、それに付随した行政行為として一定の目的（保全の観点から）のために行われたものであることも明らかであると考えます。

※1：原子力規制庁記者ブリーフィング（平成27年3月24日）

URL（ <http://www.nsr.go.jp/data/000101555.pdf> ）

「（米谷総務課長）…5月の段階においても、まず、有識者会合の結果について報告を受けたと。それで、敦賀2号機の使用済燃料プールに燃料体が現に貯蔵されている実態を踏まえて、敦賀発電所の保全の観点から報告徴収を行うに当たって、その当時の情報に基づき、活断層であるという判断を行った上で報告徴収を行ったというものでございます。

（記者）そこには、おっしゃられたように、活断層であると規制委員会が判断したと書かれているわけですね。

（米谷総務課長）報告徴収を行うに当たってです。」

なお、面談での回答にありました「敷地内破砕帯調査から得られた知見等をきっかけに、安全確保の観点等から原子炉等規制法第67条の規定に基づく報告徴収命令を発出する必要があると判断された場合には、その時点で新規制基準適合性審査が行われているか否かにかかわらず、報告徴収命令を発出することはできる」につきましては、報告徴収命令はそれに続いて法律に基づく何らかの個別具体的な行政処分が想定される場合にのみ権限行使することができるというのが行政法理であり、無制限に行使できるものではないことを念のため申し添えます。

- (4) このように、平成25年5月22日の原子力規制委員会の「判断」は、平成24年9月26日の委員会決定に従ったプロセスとしての判断であって、報告

徴収命令のための判断であるというご説明は事実に反するものであり、受け入れることはできません。

3. なお、本年7月13日付で提出した「当社の意見」のうち、2回の面談で議論になった上記2点の論点以外の諸点については、これまでご異論を具体的にお伺いしておりませんが、それらの諸点及びその際併せてお願いしております6つの「再質問」につきまして、具体的なご意見又はお答えを頂きたく重ねてお願いいたします。
4. さらに冒頭で申し上げましたように、敦賀発電所の敷地内破碎帯の評価に関する有識者会合及び原子力規制委員会の審議並びに評価書に係る一連の活動は、行政機関である原子力規制委員会の公権力の行使として、当社の事業運営等に重大な影響を及ぼしているものであり、再三指摘させて頂いていますように、その過程における不公正問題は看過できないものであり、「有識者会合の評価内容や検討過程を議論することはない」旨の回答は、受け入れることはできません。したがって、当社といたしましては、以下のとおり、この不公正問題についての論点を整理させて頂きましたので、この問題について引き続き議論をさせて頂きまよう、お願い申し上げます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事前の約束を守って頂けない(2) 資料を受け付けて頂けない、専門家の出席を拒否される(3) 反論を許して頂けない、議論が一方向的に打ち切られる(4) 質問、意見へ回答頂けない(5) 根拠、証拠を示して頂けない(6) 科学的、技術的観点からの問題点 |
|--|

- (1) 事前の約束を守って頂けない

第2回追加調査評価会合（平成26年6月21日）及び第4回追加調査評価会合（平成26年9月4日）における資料の扱いや専門家の出席の拒否等は、当社と原子力規制庁との間の事前の合意に全く反するものでした。（詳細は別紙2—1参照）

- (2) 資料を受け付けて頂けない、専門家の出席を拒否される

当社は、第2回追加調査評価会合（平成26年6月21日）で使用する資料について、会合前日に提出する旨を原子力規制庁と確認し、指示通り資料の最終版を会合前日に提出しました。

しかしながら、会合前日の面談において原子力規制庁から、提出した最終版の

資料を会合で使用してはならないと通告を受けました。同様に、原子力規制庁の方針に則り事前に申請していた専門家の参加についても、拒否されました。また、第4回追加調査評価会合（平成26年9月4日）の資料の取り扱いについても、当社と原子力規制庁との間の事前の合意に全く反するものでした。（詳細は別紙2—2参照）

（3）反論を許して頂けない、議論が一方向的に打ち切られる

第2回追加調査評価会合（平成26年6月21日）において、当社から③層の年代特定というK断層の活動性評価の根幹に関わる重要な説明をしていたところ、議長から「・・・我々はそこがキーポイントではないと思っているので・・・」と議論を一方向的に打ち切られました。

この他にも、過去の有識者会合では、当社が科学的、技術的観点から説明をしていたところ、議長の発言により議論が途中で遮られるような議事運営がなされました。（詳細は別紙2—3参照）

（4）質問、意見へ回答頂けない

敦賀破砕帯に関する評価書の科学的、技術的な問題点や議事運営上の問題点に関し、当社がこれまで原子力規制委員会及び原子力規制庁に提出した質問や意見書等は計26件にも及びます。（詳細は別紙2—4参照）

これに対し回答頂けたものは1件のみであり、その回答についても、事実関係の齟齬や、法的な観点からの問題があるため、再度意見書を提出しています。また、原子力規制委員長は「・・・一つ一つ事業者の質問、そういった指摘に答えるということはいたしません。^{※2}」とご発言されています。

これらの対応は、行政手続法の趣旨、精神に照らし、公権力の行使に携わる原子力規制委員会として取るべき姿勢ではなく、原子力規制委員会自らの組織理念である「意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。」にも全く反するものと考えます。

※2：第189回 参議院環境委員会（平成27年4月7日）会議録より抜粋。

（5）根拠、証拠を示して頂けない

有識者会合が取りまとめた評価書について、当社は科学的、技術的観点から詳細な分析を行い、その問題点を当社HPで公開しています。中でも特に問題と考えていますのは、具体的な根拠を示さず導かれた結論です。

例えば、平成27年3月25日に原子力規制委員会に報告された評価書において、「K断層は、D-1破砕帯等、原子炉建屋直下を通過する破砕帯のいずれかと一連の構造である可能性が否定できないと判断した。」との記載があります。これは、当社が提示した観察事実について一切触れることがないばかりか、裏付けの具体的な根拠やデータ等を何ら示さないまま、結論づけられたものです。（別紙2—5参照）

(6) 科学的、技術的観点からの問題点

このほかにも当社がこれまで「66の問題点」^{※3}で指摘してまいりましたように、有識者会合が取りまとめた評価書については、科学的、技術的観点から事実誤認、論理矛盾や根拠が示されていないこと、さらには学術的観点からの誤りなどの問題があることから、その内容を受け入れることはできないことを重ねて指摘いたします。(別紙2-6参照)

※3：当社HP 敦賀発電所敷地内破砕帯に係る評価書の「66の問題点」(4月16日)

URL (<http://www.japc.co.jp/news/other/2015/pdf/20150416.pdf>)

なお、14回の評価会合に係る当社の出席と議論の実態に係る事実関係は、以下のとおりであります。

【評価会合の経緯と事実関係】

事前会合	(H24. 11. 27)	・ 当社は参加せず。
第1回	(H24. 12. 10)	・ 当社は、冒頭の説明のみ(約30分)。
第2回	(H25. 1. 28)	・ 当社の参加は許されず。
第3回	(H25. 3. 8)	・ 当社は、冒頭の説明のみ(約25分)。その後退席。
ピア・レビュー	(H25. 3. 8)	・ 当社の参加は許されず。
第4回	(H25. 4. 24)	・ 議論が尽くされていないにも拘わらず、一方的に議論打ち切り。
第5回	(H25. 5. 15)	・ 当社の参加は許されず。
事前会合	(H25. 12. 24)	・ 当社から、説明及び公正な運営を要請。
第1回追加	(H26. 4. 14)	・ 有識者の意見の説明。議論なし。
第2回追加	(H26. 6. 21)	・ 当社が事前に承諾を受けていた説明用資料の使用と当社が依頼した専門家の出席を拒否。 ・ 当社の説明が何度も途中で遮られ、一方的に打ち切り。
第3回追加	(H26. 8. 27)	・ 当社の参加は許されず。
第4回追加	(H26. 9. 4)	・ 最新データを含む説明用資料の使用を拒否。 ・ 当社の説明が何度も途中で遮られ、一方的に打ち切り。
第5回追加	(H26. 11. 19)	・ 当社の参加は許されず。
ピア・レビュー	(H26. 12. 10)	・ 当社の参加は許されず。

以 上

資料 2

敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について

平成26年12月3日
原子力規制庁

1. 現状

- 「敷地内破砕帯調査に関する有識者会合」では、旧原子力安全・保安院が行った調査指示に基づき各事業者が実施した地質調査結果について、関係4学会から推薦を受けた16名のうちサイトごとに選任された4名の有識者と、原子力規制委員会委員により、現地調査と評価を行っている。各サイトの進捗状況については、別紙1のとおり。
- 有識者による調査開始から約2年経過し、その間に新規規制基準の施行と適合性審査の開始もあり、あらためて適合性審査との関係と、今後の対応を整理。

2. 適合性審査との関係

- 有識者会合での評価は、旧原子力安全・保安院が行った調査指示に基づき各事業者が実施した敷地内破砕帯に関する地質調査結果について、有識者が専門的知見を基に評価を行い、原子力規制委員会に報告するもの。
- 他方、新基準への適合性審査は、原子力規制委員会が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく許認可を行うにあたって、審査会合やヒアリングを通じて審査を行った上で処分を決定するもの。敷地内破砕帯の活動性についても、設置変更許可を行う際の審査項目の一つとして位置づけられており、有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定する必要がある。

平成24.9.26から平成26.12.3までは、委員会への「報告」ではなく、委員会の「了承」「評価」「判断」であり、

H24.9.26 第2回原子力規制委員会

「(島崎委員長代理) …本年7月の原子力安全・保安院の指示によって、…敷地内の破砕帯の調査が行われておりますので、当委員会としては自ら確認・評価をする。そして、これが耐震設計上考慮する活断層であるかどうかを判断するというのが趣旨でございます。」

H25.5.22 第7回原子力規制委員会

「(田中委員長) …これは結局、私どもとしては、原子力発電所の耐震設計上、考慮する活断層に相当するというものです。」

H25.5.29 第8回原子力規制委員会

「(田中委員長) …日本原子力発電の敦賀2号機の使用済燃料設備の評価等について、つまり活断層という認定をしましたので、…」

H25.12.18 第36回原子力規制委員会

「(田中委員長) 敦賀発電所の破砕帯については、去る5月22日に、本委員会において、活断層であると評価したところ、日本原子力発電から追加調査報告があったことから、規制庁としても、現地調査、確認を行いました。」

H26.2.12 第42回原子力規制委員会

「(田中委員長) …それでは、本件については、こういう報告を了承したいと思います。どうもありがとうございました。」

資料2

敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について

平成26年12月3日
原子力規制庁

1. 現状

- 「敷地内破砕帯調査に関する有識者会合」では、旧原子力安全・保安院が行った調査指示に基づき各事業者が実施した地質調査結果について、関係4学会から推薦を受けた16名のうちサイトごとに選任された4名の有識者と、原子力規制委員会委員により、現地調査と評価を行っている。各サイトの進捗状況については、別紙1のとおり。
- 有識者による調査開始から約2年経過し、その間に新規制基準の施行と適合性審査の開始もあり、あらためて適合性審査との関係と、今後の対応を整理。

2. 適合性審査との関係

- 有識者会合での評価は、旧原子力安全・保安院が行った調査指示に基づき各事業者が実施した敷地内破砕帯に関する地質調査結果について、有識者が専門的知見を基に評価を行い、原子力規制委員会に報告するもの。
- 他方、新基準への適合性審査は、原子力規制委員会が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく許認可を行うにあたって、審査会合やヒアリングを通じて審査を行った上で処分を決定するもの。敷地内破砕帯の活動性についても、設置変更許可を行う際の審査項目の一つとして位置づけられており、有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定する必要がある。

また、有識者会合の評価を踏まえた、委員会の「判断」「見解」が適合性審査の「前提」でありました。

H25. 3. 19 第33回原子力規制委員会

「(市村管理官) …敷地内破砕帯の問題でいくつかのサイトについては既に議論をしているところがございます。これらについては原子力規制委員会として一定の見解を取りまとめた上で、それを審査開始の前提としたい。そのしかかりのままの途中の状況で審査を開始するのはなかなか難しいだろうということがございます。」

「(田中委員長) まず破砕帯があるか、ないかということが、審査の前提に入るということによろしいんですね。これは島崎委員お願いします。」

「(島崎委員長代理) 破砕帯が活動性を持っているかどうかということです。」

H26. 6. 18 第12回原子力規制委員会

「(櫻田原子力規制部長) …原子力規制委員会としての破砕帯評価に関する一定の見解の取りまとめを適合性審査の開始の前提としてきたということでございます。したがって、…この発電所固有の問題について審査を行うということにつきましては、破砕帯評価の原子力規制委員会としての一定の見解の取りまとめをいただいた後ということを進めていきたいと考えているところでございます。」

H26. 8. 20 第20回原子力規制委員会

「(田中委員長) …本発電所については、敷地内破砕帯評価を実施中のところですが、原則、原子力規制委員会として一定の見解を取りまとめることを審査開始の前提としておりますので」

「(山形管理官) …敷地内破砕帯評価を実施中の発電所につきましては、平成25年3月19日の原子力規制委員会におきまして、原子力規制委員会としての一定の見解の取りまとめを新規制基準適合性に係る審査の開始の前提としております。」

3. 今後の対応

○有識者会合による評価を実施中のサイトについては、可能な限り早期に評価をとりまとめていく。その際、有識者による評価が分かれる部分があれば、その旨を明記した上で評価書を取りまとめていく。

○新基準適合性審査にあたっては、他のサイトと同様に、原子力規制委員会が審査を行い、許認可の可否を決定する。この際、有識者会合による評価を重要な知見の一つとして参考とする他、事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれば、これを含めて厳正に確認を行っていく。

○既に新基準適合性審査の申請がなされているサイトについては、有識者会合での評価について一定の方向性が出た段階で、原子力規制委員会の議論を経て審査を開始する。

平成 26.12.3 までは、適合性審査の「重要な知見の一つとして参考」ではなく、規制委員会の評価がそのまま「適合性審査の中の一部」という位置付けでありました。

H26. 2. 5 第 78 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

「(小林管理官) 審査会合全体の最終的な、ちょっと名称はまだ決まっておられませんけれども、審査書というものを多分つくることになると思うんで、その中では、今、言いましたように、敷地内破碎帯の評価についての規制委員会としての見解、これは、その中(審査書[※])の一部として示させていただくということになると思います。」

※：当社加筆

3. 今後の対応

○有識者会合による評価を実施中のサイトについては、可能な限り早期に評価をとりまとめていく。その際、有識者による評価が分かれる部分があれば、その旨を明記した上で評価書を取りまとめていく。

○新基準適合性審査にあたっては、他のサイトと同様に、原子力規制委員会が審査を行い、許認可の可否を決定する。この際、有識者会合による評価を重要な知見の一つとして参考とする他、事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれば、これを含めて厳正に確認を行っていく。

○既に新基準適合性審査の申請がなされているサイトについては、有識者会合での評価について一定の方向性が出た段階で、原子力規制委員会の議論を経て審査を開始する。

平成 26.12.3 までは、「有識者会合」での評価ではなく、「規制委員会」としての評価、判断、見解でありました。

H24.9.26 第2回原子力規制委員会

「(島崎委員長代理) …本年7月の原子力安全・保安院の指示によって、…敷地内の破砕帯の調査が行われておりますので、当委員会としては自ら確認・評価をする。そして、これが耐震設計上考慮する活断層であるかどうかを判断するというのが趣旨でございます。」

H25.5.22 第7回原子力規制委員会

「(田中委員長) …これは結局、私どもとしては、原子力発電所の耐震設計上、考慮する活断層に相当するというものです。」

H25.5.29 第8回原子力規制委員会

「(田中委員長) …日本原子力発電の敦賀2号機の使用済燃料設備の評価等について、つまり活断層という認定をしましたので、…」

H25.12.18 第36回原子力規制委員会

「(田中委員長) 敦賀発電所の破砕帯については、去る5月22日に、本委員会において、活断層であると評価したところ、日本原子力発電から追加調査報告があったことから、規制庁としても、現地調査、確認を行いました。」

H26.2.12 第42回原子力規制委員会

「(田中委員長) …それでは、本件については、こういう報告を了承したいと思います。どうもありがとうございました。」

H25.3.19 第33回原子力規制委員会

「(市村管理官) …敷地内破砕帯の問題でいくつかのサイトについては既に議論をしているところでございます。これらについては原子力規制委員会として一定の見解を取りまとめたいただいた上で、それを審査開始の前提としたい。そのしかかりのままの途中の状況で審査を開始するのはなかなか難しいだろうということでございます。」

「(田中委員長) まず破砕帯があるか、ないかということが、審査の前提に入ることによろしいんですね。これは島崎委員お願いします。」

「(島崎委員長代理) 破砕帯が活動性を持っているかどうかということです。」

H26.6.18 第12回原子力規制委員会

「(櫻田原子力規制部長) …原子力規制委員会としての破砕帯評価に関する一定の見解の取りまとめを適合性審査の開始の前提としてきたということでございます。したがって、…この発電所固有の問題について審査を行うということにつきましては、破砕帯評価の原子力規制委員会としての一定の見解の取りまとめをいただいた後ということを進めていきたいと考えているところでございます。」

H26.8.20 第20回原子力規制委員会

「(田中委員長) …本発電所については、敷地内破砕帯評価を実施中のところですが、原則、原子力規制委員会として一定の見解を取りまとめることを審査開始の前提としておりますので」

「(山形管理官) …敷地内破砕帯評価を実施中の発電所につきましては、平成25年3月19日の原子力規制委員会におきまして、原子力規制委員会としての一定の見解の取りまとめを新規基準適合性に係る審査の開始の前提としてしております。」

1. 事前の約束を守って頂けない

(1) 第 2 回追加調査評価会合（平成 26 年 6 月 21 日）

当社は、第 2 回追加調査評価会合で使用する資料については、会合前日に提出する旨、原子力規制庁と確認していました。当社は、原子力規制庁からの指示に基づき、資料の最終版を会合の前日に提出しました。

しかしながら、事前の合意に反し、原子力規制庁は突如として、当社が前日に提出した資料を使用してはならないと通告しました。

【原子力規制庁との資料の扱いに関する経緯^{*1}】

6月16日 面談

- ・当社から資料案提出し、本資料は6月16日時点での資料であり、一部変更する場合も有り得る旨、説明した。
- ・併せて別紙1にて、資料修正、データ追加、見解書追加の可能性のある旨、説明した。

6月17日 電話

- ・原子力規制庁から評価会合資料最終版の電子データ提出期限が6月20日17時厳守と連絡があった。

6月20日17時 メール

- ・当社から評価会合資料最終版の電子データを提出した。

6月20日20時 面談

- ・原子力規制庁から、当社が提出した最終資料は、前回提出の資料から大幅な内容変更があるため、会合での配布は認めないと通告を受けた。

当日の会合では、原子力規制庁から当社に対して以下の通り「資料の最終版の提出期限を会合の1週間前までとする」との発言がありましたが、上記経緯の通り、そのような指示がなかったことは明らかです。

【櫻田部長】

「・・・資料については事前に有識者の先生方によく検討していただくために1週間前に提出したい・・・1週間前というその期限の前に私どものほうに御相談いただき・・・1週間前にお願いしますというルールを設けたのは・・・」^{*2}（9ページ）

また、当社は第2回追加調査評価会合において、第3者専門家の出席を求めましたが、会合前日の面談において拒否されました。これは、原子力規制庁が従来から示していた方針に沿わない不適切な対応です。

【専門家出席に関する原子力規制庁の方針】

「・・・事業者の方が専門家を連れてきていただくのも従来からあるものですので、従来その方針でやっていますので、引き続きそのやり方をとっていきたいと考えています。」^{※3}（3ページ）

【原子力規制庁との専門家出席に関する経緯^{※1}】

- 6月17日 メール
- ・当社から次回会合出席者案と、出席者の最終確定は6月20日午前中になる旨連絡した。
- 6月20日12時 メール
- ・当社から第3者専門家を含む会合出席者を連絡した。
- 6月20日13時 面談
- ・原子力規制庁から会合に第3者専門家を出席させないよう要請を受けた。
- 6月20日20時 面談
- ・原子力規制庁から、評価会合の事務局として、第3者専門家の出席は認められないと通告を受けた。

(2) 第4回追加調査評価会合（平成26年9月4日）

第4回追加調査評価会合で使用する資料については、当社が新たに作成する最新のコメント回答資料で説明して構わないこと、また、その資料を当日持ち込んでも構わないことを原子力規制庁と確認していました。

【平成26年8月29日の面談記録^{※4}】

- ・・・
- 先方（事業者）からは、次回の会合に関し、
- ・7月23日の面談で提出した申し入れ資料・・・新たに作成する資料について、当日持ち込みすることもある。
 - ・・・・との申し入れがあり、当方（原子力規制庁）も了承した。

しかし、当日の会合においては、当社が提出した資料ではなく、原子力規制庁がこの会合の場で初めて提示した資料「敦賀・追加4-1」に沿っての説明、議論を行うといった議事運営がなされたことにより、当社は、初見の資料による断片的な説明を余儀なくされ、結果として十分な説明や議論を行うことができませんでした。

2. 資料を受け付けて頂けない、専門家の出席を拒否される

1. で示したように、原子力規制庁は当社との事前の合意や従来からの方針に反し、最新資料の使用や専門家の参加を拒否しました。

(1) 第2回追加調査評価会合（平成26年6月21日）

【櫻田部長】

「・・・今日も研究所の方々に参加していただいていますけれども、そういった方とは趣旨の異なる第三の先生方が出席して、その日の議題とは関係があるとは思えないようなことを述べられるとか、・・・この会合を効率的に有意義に進めるという議事運営上の支障がある・・・」
*²（10ページ）

【小林管理官】

「・・・敦賀00という資料がございます・・・これを使わせていただきます。」*²（2ページ）
「資料については、・・・「敦賀〇〇*⁵」ですね、この資料を使ってください。・・・この「敦賀〇〇*⁵」というのを使っていただきたいと思います・・・」
*²（11ページ）

【島崎委員長代理】

「・・・それは新しい資料ですので、また後で検討させていただきたいと思います。」*⁶（34ページ）
「・・・会合ごとに新しい資料を突然出されて説明されても、我々、用意がないので、お聞きする以外のことはできません。討論にはなりません。」
*⁶（34ページ）
「その議論のたびごとに新しい資料を出されると終わらないんですね。・・・できれば先に進めたいと思います。」*⁶（35ページ）

(2) 第4回追加調査評価会合（平成26年9月4日）

【小林管理官】

「敦賀・追加4-1の資料でございます。これは前回の会合等におけます議論の整理（案）として今回提出させていただきます。」*⁶（3ページ）
「・・・ですから今日は、もともとは7月11日のやつをベースに、プラスアルファ、この前の「〇〇*⁵」の資料ありますが、それをベースに議論させてください・・・」*⁶（35ページ）

3. 反論を許して頂けない、議論が一方向的に打ち切られる

第4回評価会合、第2回及び第4回追加調査評価会合において、当社が科学的、技術的観点から説明をしているにも拘わらず、議長の発言により議論を途中で遮るような議事運営がなされました。

(1) 第4回評価会合（平成25年4月24日）

【島崎委員長代理】

「・・・あまり細かいところまで議論をしてもしょうがないと私は思っていて・・・」*7（70ページ）

「・・・幾ら延長するとしても、そんなに延長するわけにはいかないので、そろそろ— そんなに長くは議論したくない・・・」*7（73ページ）

「・・・あまり建設的な議論ではないと、私は思うんですけども。・・・」*7（93ページ）

「・・・これで十分御意見は伺ったし、我々の意見も十分申し上げたものだというふうに思っております。」*7（95ページ）

(2) 第2回追加調査評価会合（平成26年6月21日）

【島崎委員長代理】

「・・・我々はそこがキーポイントではないと思っているので、基本的に問題の設定が違っています。・・・」*2（28ページ）

「・・・その議論よりも重要な議論が我々はあるということを考えていますので、・・・」*2（29ページ）

「・・・我々が一番重要だと考えていることを議論させていただいて、説明をお伺いして、それからという形を考えております。・・・」*2（29ページ）

(3) 第4回追加調査評価会合（平成26年9月4日）

【島崎委員長代理】

「・・・それは今の実際審議する上で特に私は重要だとは思いませんので、・・・」*6（10ページ）

「・・・ちょっといかにも時間の無駄ですので、省略させていただきます。」*6（13ページ）

「・・・それは新しい資料ですので、また後で検討させていただきたいと思えます。」*6（34ページ）

「・・・議論のたびごとに新しい資料を出されると終わらないんですね。それは前から申し上げておきますので、できれば先に進めたいと思えます。」*6（35ページ）

「・・・ここでもう一回同じ議論をする必要はないと思えます。」*6（51ページ）

「・・・覆われている、覆われていないというような議論はしておりません。・・・」*6（64ページ）

「・・・前回の〇〇（第3回追加調査評価会合資料「参考資料3」）のところで議論をしておりますので。」*6（64ページ）

4. 質問、意見へ回答頂けない

当社がこれまで原子力規制委員会及び原子力規制庁に提出した質問状、意見書等は26回に及びます。(下表の通り)

このうち、平成26年12月5日の当社の質問(本年3月5日に再質問)についてのみ、本年7月8日の面談にて原子力規制庁から回答をいただきました。(のちに回答内容に関する意見書を提出し、議論を継続中)

	提出日	件名
1	平成24年12月11日	敦賀発電所敷地内の破砕帯調査に関する原子力規制委員会への質問状の提出について
2	平成25年 3月11日	敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第3回評価会合に対する当社要請文書の原子力規制委員会への提出について
3	5月22日	原子力規制委員会への公開質問状の提出について
4	7月10日	原子力規制委員会への「公開質問状」に対する回答のお願い文書の提出について
5	8月 2日	原子力規制委員会への「質問状」に対する回答のお願い文書の提出について
6	9月13日	「(専門家のコメント) 「第四紀テフラ(火山砕屑物) 研究の第一人者: 首都大学東京 鈴木毅彦教授」からのメール(抜粋)」に関する情報開示請求の結果について(原子力規制庁に対する申し入れ)
7	9月30日	原子力規制庁に対する敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る今後の審議等に関するお願いについて
8	11月13日	敦賀発電所敷地内破砕帯に係る審議の進め方についての当社からのお願いの提出について
9	11月22日	原子力規制庁に対する敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る今後の審議等に関するお願いについて
10	11月25日	原子力規制委員会に対する請願書の提出について
11	平成26年 3月 6日	原子力規制庁に対する敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る今後の審議等に関するお願いについて
12	3月27日	敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る今後の審議等に関する原子力規制庁に対する申し入れについて
13	6月24日	原子力規制委員会への要請書の提出について
14	6月25日	原子力規制委員会への「公開質問状」の提出について
15	7月23日	6月16日の「面談記録」に関する調査のお願いについて
16	7月23日	原子力規制委員会に対する申し入れについて
17	8月21日	原子力規制庁 地域原子力規制総括調整官に対する申し入れについて
18	9月 9日	原子力規制庁に対する申し入れについて
19	11月14日	敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する追加調査評価会合の今後の進め方に係る原子力規制庁への申し入れについて
20	12月 5日	原子力規制委員会への申し入れについて
21	12月 9日	原子力規制庁への申し入れ
22	平成27年 3月 5日	原子力規制庁への申し入れについて
23	3月24日	原子力規制委員会への申し入れについて
24	7月 9日	原子力規制庁への申し入れについて
25	7月13日	原子力規制庁への意見書の提出について
26	8月 7日	原子力規制庁への意見書の提出について

5. 根拠、証拠を示して頂けない

K断層の連続性（D-1 破砕帯との連続性）に関する評価書の記載と事実関係

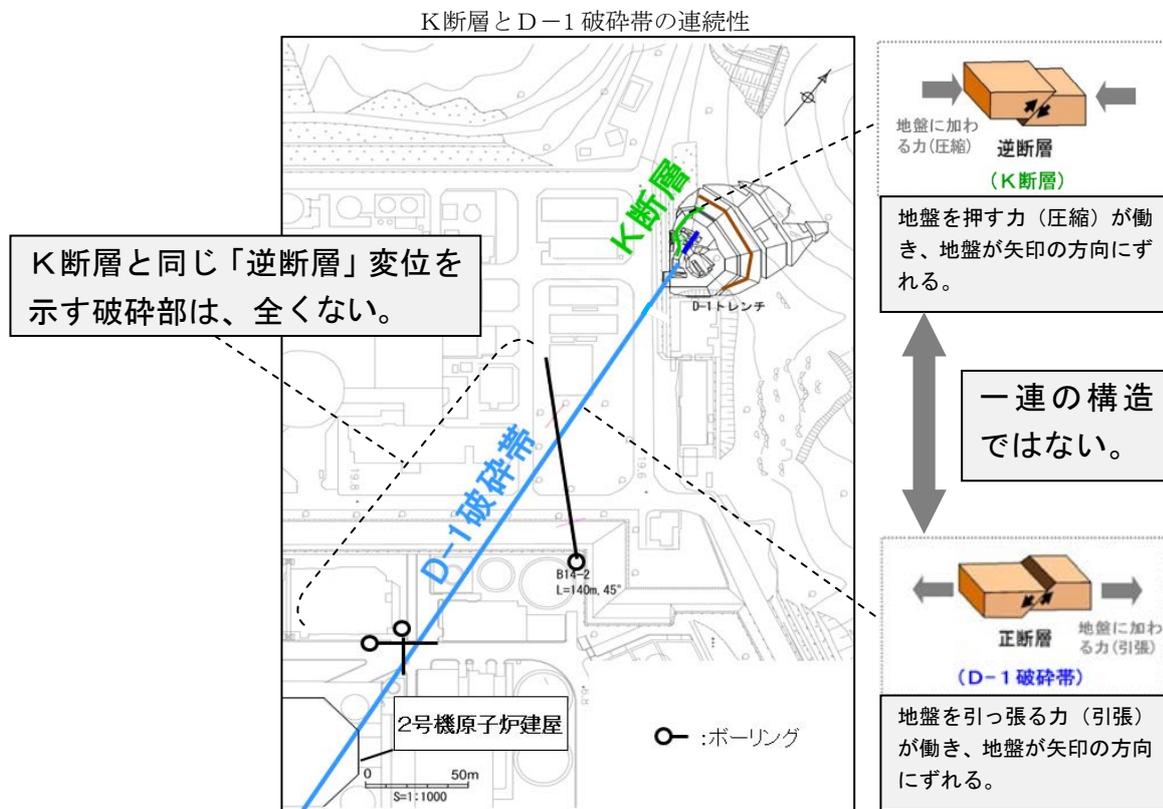
【評価書の記載】

<有識者による評価>

「・・・2号炉原子炉建屋直下には、D-1 破砕帯ほか多数の破砕帯が存在しており、またK断層は複数の破砕帯を変位が乗り継いでいる可能性もある。したがって、有識者会合は、K断層は、D-1 破砕帯等、原子炉建屋直下を通過する破砕帯のいずれかと一連の構造である可能性が否定できないと判断した。」※⁸（17ページ）

【事実関係】

- ・原電道路ピットの南方や2号機原子炉建屋近傍で実施したボーリング調査では、岩盤中にK断層と同じ「逆断層」変位を示す破砕部は、D-1 破砕帯を含め全くないことを確認しています。



- ・評価書では、当社が提示した上記の観察事実について一切触れることがないばかりか、裏付けの具体的な根拠やデータ等を何ら示さないまま、「K断層は、D-1 破砕帯等、原子炉建屋直下を通過する破砕帯のいずれかと一連の構造である可能性が否定できない」としています。
- ・また、過去2年半の有識者会合の議論では、終始「K断層と（建屋直下の破砕帯を代表する）D-1 破砕帯の連続性」が論点であったにも拘らず、突然、論点をすり替え、「いずれかと一連」に関する具体的な根拠を全く示すことなく、極めて重要な結論を変更しています。

6. 科学的、技術的観点からの問題点

当社は、有識者会合の運営・手続きや評価書について検証を行い、その問題点を当社HPにて公開しています。(下表参照)

【有識者会合の運営・手続きに関する検証】

件 名		HP掲載日(平成27年)
(1)	有識者会合の位置付けに関する検証	(その1) 3月27日
(2)	石渡委員の発言に関する検証	(その2) 4月 1日
(3)	ピア・レビューの実施方法に関する検証	(その3) 4月 3日
(4)	事業者が参加した会合の運営に関する検証	(その4) 4月 8日
(5)	田中委員長発言に関する検証	(その5) 4月14日
(6)	面談に関する検証①<約束事項の回答なし>	(その6) 4月22日
(7)	面談に関する検証②<事前に承諾を受けた資料の使用拒否>	(その7) 4月28日
(8)	面談に関する検証③<質問に対する回答なし>	(その8) 5月 1日

【評価書の根拠に関する検証】

件 名		HP掲載日(平成27年)
(9)	敦賀発電所敷地内破砕帯に係る評価書の「66の問題点」	4月16日

【「66の問題点」の論点別検証】

件 名		HP掲載日(平成27年)
(10)	事実誤認	(その9) 5月12日
(11)	観察事実及びデータを的確に取り上げていない	(その10) 5月19日
(12)	具体的な根拠を示していない	(その11) 5月22日
(13)	学術的観点から適切でない	(その12) 5月28日
(14)	論理の一貫性を欠く	(その13) 6月 4日
(15)	論点のすり替え	(その14) 6月29日
(16)	現場が語る「評価書」の問題点	(その15) 7月 2日

- ※1：当社公表「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第2回追加調査評価会合における当社提出資料の取扱い等に関する事実関係について」
URL (http://www.japc.co.jp/tsuruga-chousa/pdf/press/20140621_4.pdf)
- ※2：第2回追加調査評価会合（平成27年6月21日）の議事録
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000051358.pdf>)
- ※3：原子力規制庁記者ブリーフィング（平成26年3月28日）の速記録
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000068751.pdf>)
- ※4：平成26年8月29日の面談記録
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000052946.pdf>)
- ※5：原子力規制庁からの指示のもと、当社が「一部変更する場合もあり得る」として、平成26年6月16日に提出した資料案。（この資料案を規制庁は「敦賀〇〇」と表示して席上配布）なお、本資料案が暫定版であり、最終版については同年6月20日に提出することについて、原子力規制庁も了承していた。
- ※6：第4回追加調査評価会合（平成26年9月4日）の議事録
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000051360.pdf>)
- ※7：第4回評価会合（平成25年4月24日）の議事録
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000051354.pdf>)
- ※8：平成27年3月25日 原子力規制委員会【資料4-2】
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000101517.pdf>)